

氏名	木村 隆之
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	社博 第29号
学位授与の日付	平成30年2月22日
課程・論文の別	学位規則第4条第1項該当
学位論文題名	ソーシャル・イノベーションの理論的・経験的研究 —我が国における厚生概念に根ざした理論的展開と 経験的調査を通じて—
論文審査委員	主査 准教授 高橋 勅徳 委員 教授 桑田 耕太郎 委員 准教授 水越 康介

【論文の内容の要旨】

本論文は、障がい者雇用やホームレス支援、環境汚染問題、発展途上国支援などの社会的課題を営利・非営利事業の構築を通じて解決を図るソーシャル・イノベーションを対象とした研究の抱える理論的課題に対して、社会性理解の深耕から新たな理論的視座と分析枠組み提示し、具体的な事例分析を通じて新たな理論的・実践的貢献を提示していくことを目的としている。

本論文の構成は次の通りである。まず、第1章において、問題意識の所在と本論文の構成について述べる。具体的な問題意識としては、先行研究が社会企業家やソーシャル・イノベーションという概念に基づいて現象を捉える一方で、その「社会性」について明確な定義づけを持たないまま議論を積み重ねていった結果、依拠する社会性理解の違いから社会企業家やソーシャル・イノベーションに対する対立をはらんだ多様な解釈を生み出しているだけにとどまらず、対話不能な理論的断絶を抱えるという課題を有しているという点である。そこで本論文では、研究者が自身を取り巻く歴史的背景に根付いた社会性理解から逃れることができず、その社会性理解の違いを受け入れた上で、我が国独自の「社会性」とは如何なるものかを検討していくことが、この研究領域の抱える理論的課題を解決して行く途であることを指摘する。

第2章では、欧州と米国におけるソーシャル・イノベーション研究に大きく影響を与えている社会企業家研究を整理し、それぞれが持つ歴史的背景から両研究が有する「社会性」の意味内容を明らかにしていく。

先行研究では、社会民主主義の伝統のもと研究者が中立の第三者として政策的に介入し

ていくことで「社会性」の担保を図るとともに福祉国家の実現を目指す、欧州を中心とした社会政策学派と、市場適応と行政からの自立を「社会性」と定義し、研究・教育活動を通じて営利事業としてのソーシャル・ビジネスの構築を推し進めることを目指す、米国を中心とした新自由主義学派に大別される。この両学派は社会民主主義と新自由主義の相反する社会性に根付いた理論体系を有するがゆえに、互いの社会企業家およびソーシャル・イノベーション理解に対して解決不能な相互批判を展開してきた。これは我が国におけるソーシャル・イノベーション研究においても例外ではなく、社会政策学派と新自由主義学派を同時に輸入した結果、それぞれの学派の社会性理解を引き継ぐ形で、対話不能に陥るという理論的・実践的課題を有している。

しかし、各国が歴史的に構築してきた「正しさ」としての社会性理解に根付いた理論体系を構築してきたことを踏まえれば、欧米の「社会性」に対する認識前提の違いに基づく論争を引き継いだまま解決不能な対話構造を引き継ぐのでは無く、我が国固有の歴史的背景から「社会性」に対する独自の意味内容を確定し、独自の理論体系を構築していくという解決法があると考えられる。

実際、欧米の先行研究を同時に輸入し展開されてきた我が国のソーシャル・イノベーション研究は、一方では新自由主義学派の影響の下、営利事業としての社会的企業の活動が法や行政による制度化を通じてソーシャル・イノベーションを実現させるプロセスモデルが論じられ、他方では社会政策学派の影響のもとでハイブリッド構造としての社会的企業の可能性を労働者協同組合に見い出し、社会企業家による学習にソーシャル・イノベーションの根拠を求めるといふ、欧米とは異なる理論的展開が見られる。このような独自の理論的展開について、我が国の公共政策史を紐解いていく中で注目されるのが、「厚生」という欧米とは異なる独自の「社会性」理解に関する言説と実践の存在である。そこで本章では「厚生」という社会性理解が可能とする自律的な公民連携を捉えていくという我が国独自の理論的視座を提示するとともに、以下の 3 つの主たる理論的 이슈が存在することを指摘した。第一に、既存の社会政策で解決し得ないローカルな社会的課題に動機づけられた社会企業家の自助努力としてのソーシャル・イノベーション研究、第二に、国家の社会政策構築（第三セクターや事業委託制度等）の中で、行政が企業の自助努力を吸い上げ官民連携による社会的課題の解決を目指していくソーシャル・イノベーションに関する研究、第三に、ソーシャル・イノベーションの広義的理解である社会政策の変革としてみる行政主導によるソーシャル・イノベーション研究である。

第 3 章では、既存の社会政策で解決し得ない社会的課題に動機づけられた社会企業家が、既存の制度を想定外利用して事業化を図り、行政側が追認・正当化していくという具体的行為を、一般社団法人ラ・バルカグループの夏目浩次氏の事例を通じて明らかにした。夏目氏は、行政の財政的支援に依存した事業運営を行う福祉業界に違和感を抱き、既存の関係性とは異なる新たな関係構築を実現することで、制度的環境を前提とした「いいとこどり」を実践し障がい者の高収入雇用を実現させてきた。彼が「厚生」を体現し、維持し続

けていく際に行う多様な制度活用は、その実践そのものの「厚生」が疑われることとなったため、社会企業家としての「厚生」を維持するため、既存の制度との関係をあえて断ち、市場に適応するという新たな実践が明らかとなっていることを述べている。

第4章では、第三セクターや事業委託制度といった社会政策を通じた、官民連携による社会的課題の解決について事例をもとに考察した。伝統的には官民連携の代表的手法として、低予算高福祉の観点で制度が導入されてきたが、近年では地域活性化の研究領域を中心として、新しい官民連携によるソーシャル・イノベーションの実現が注目されている。そこでは、「厚生」のもとで多様な資源が組み合わせることによって、新たな社会的価値を生み出す利害マネジメントが重視される。既存研究では、資源を動員する際に行われる社会企業家による理念の共有が強調されてきたが、実際は、資源を媒介にして関係者の利害を読み解き、提携関係を構築する実践者として、社会企業家／社会的企業を分析する必要がある。そのことを滋賀県長浜市と福岡県北九州市のまちづくり事例を通じて経験的に裏付ける考察を行っている。

第5章では、広義の意味でのソーシャル・イノベーションとして、市町村合併に伴う住民参加を通じた行政改革について考察した。我が国では戦後に何度かの市町村合併が実施されてきたが、「平成の大合併」は明治・昭和とは異なり、地方行政への大胆な財源と権限委譲が伴うと共に、新市町村の名称や行政サービスの内容について住民参加が求められることになった。その実現において、Selznick (1949; 1957) を紐解きつつ、静岡県浜松市の市町村合併事例を通じて、制度的リーダーシップの視点から利害調整のために掲げられた政策的目標と、対外的に提示される社会的価値が如何なる役割を果たすのかについて述べている。

最後に、第6章では本論文の各事例を通じた発見事実を整理し、理論的貢献について述べた。本論文の理論的貢献は次の通りである。

第一の理論的貢献は、ソーシャル・イノベーション研究にある「社会性」を巡る議論の混乱と対立について、各国の歴史的・政治的背景に根ざした固有の意味内容の違いに起因することを指摘し、日本における独自の社会性理解である「厚生」概念を基盤としたソーシャル・イノベーションの実践を捉える理論的視座を提示したことである。米国型の新自由主義学派には市場主義を正義とする社会性が、欧州型の社会政策学派には社会民主主義・保守主義という福祉国家レジームに基づく政策の介入を重視する社会性が存在していた。この異なる社会性理解を基盤としてソーシャル・イノベーション研究が発展しているため、当然のことながら両者の議論は互いのソーシャル・イノベーション・社会企業家理解への批判をするのみで理論的發展が見込めない対話不能な関係性であった。更に我が国のソーシャル・イノベーション研究は、この両者を研究者が輸入してそれぞれの立ち位置で議論してきたため、研究領域・現場どちらにおいても混乱をきたしており、ソーシャル・イノベーションとは如何なるものかについて定義づけを曖昧にしたまま議論展開がすすんでいた。

この研究領域が抱える課題を解決するためには、互いに異なる社会性理解のもとでソーシャル・イノベーションや社会企業家の実践があるという理論的視座を受け入れた上で、各国・各地域に固有のコンテキストのもとで可能となる実践の多様性を明らかにしていく必要がある。そのために本論文では、我が国固有の社会性理解として、「厚生」を検討してきた。我が国ではこの「厚生」という社会性理解のもとで、企業が国家の意向をくみ取る形で自助努力を行い、国家はそれを取り込む形で社会を発展させていく実践が展開されてきた。そのため、我が国のソーシャル・イノベーション事例の多くは、官民連携で行われる社会的課題解決事業として展開されており、先行研究も自ずとそのような事例に注目した分析を蓄積してきたのである。この「厚生」という社会性理解から可能となる、現場の自助努力を吸い上げ社会政策へと展開していくプロセスこそ、欧米の先行研究では見出し難い社会企業家の具体的行為なのである。

第二の理論的貢献は、本論文で提示した「厚生」という社会性を起点としたソーシャル・イノベーションの経験的調査を通じて、新自由主義学派・社会政策学派の理論的視座のもとで覆い隠されてきた、我が国におけるソーシャル・イノベーションの具体的行為が明らかにされたことである。社会政策学派は社会企業家の市場適応に対する批判がなされていたが、夏目氏の事例は、行政からの正当性を維持するためにハイブリッド構造を一旦「断つ」ことで市場適応を通じて社会的課題を解決していくという実践が見受けられた。株式会社黒壁や株式会社北九州家守舎の事例からは、理念への共有を認知的側面に依存しすぎるがあまり、予定調和的な分析しか行うことができないという理論的課題を抱えていたソーシャル・イノベーション・プロセスモデルに対して、物的資源を媒介とすることで理念共有に依存することのなくステークホルダーを結び直すという新たな手法が存在することを明らかにした。市町村合併に際しては、広域圏におけるソーシャル・イノベーションを実現するときには、「公共の利益」というメタ理念を媒介としつつ、ステークホルダーを巻き込むために役割や権限を与え、各アクターの利害を取り込んだ制度設計を証拠として残していく、制度的リーダーシップが重要となることが明らかとなった。

これらはいずれも、新自由主義学派や社会政策学派に潜在する社会性理解のもとでは覆い隠され、「厚生」という社会性理解のもとで初めて見出していくことが可能となるソーシャル・イノベーションを実現する社会企業家の具体的行為であった。このように、各国の社会性理解のもとで可能となる社会企業家の新たな行動類型を明らかにしていくことが、ソーシャル・イノベーション研究の理論的地平を切り開くとともに、その行動類型を異なる社会性理解とコンテキストへと展開していく可能性を検討していくという実践的地平を切り開くことへと繋がるのである。本論文はこのような新たな地平を切り開いていく点で、ソーシャル・イノベーション研究への理論的貢献を有しているのである。